

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：さぬき市水道事業会計

事業名	上水道事業		
事業開始年月日	S35. 2. 1	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	さぬき市	職員数※(H19. 4. 1現在)	18
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	100 (18)	公営企業債現在高(百万円)	5905 (18)
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	33 (18)
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.46 (18)
資金不足比率(%)		実質公債費比率※(%)	22.2 (19)
		経常収支比率※(%)	92.2 (18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成14年4月1日 合併前市町村：志度町、津田町、大川町、寒川町、長尾町] さぬき市の水道事業は、新市発足後の平成15年2月26日に先ず「志度町水道事業」を「さぬき市水道事業」として事業名称の変更を行ない、続いて平成15年4月4日に津田町水道事業、大川町水道事業、寒川町水道事業、長尾町水道事業、南川簡易水道事業の5事業の全部譲り受けにより事業統合を行った。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	さぬき市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度（5ヶ年）
計画策定責任者	さぬき市長 大山茂樹
既存計画との関係	さぬき市水道事業全体基本構想
公表の方法等	3月議会に説明し、市民に対して広報誌及びHPで周知する
基本方針	平成14年4月1日に大川郡西部5町が合併し新たに発足したが、旧町ごとに整備・運営してきた施設をそのまま新市において継承しているため、水需給の不均衡、施設整備レベルの不均衡、施設の老朽化、維持管理の非効率化等の課題があるため、既存水道施設の状態をふまえ事業経営の安定を図りつつも、市全体としての広域的観点に立った給水体制の見直しを行い、市民のニーズに対応した信頼性の高い水道を構築し次世代に継承していくことを目的とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	218	321	150	689
	補償金免除額	29	74	27	130
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	16	9	42	67

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	217,868	320,901	150,004	688,773
合 計 (A)		217,868	320,901	150,004	688,773
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		217,868	320,901	150,004	688,773

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	15,982	8,649	42,343	66,974
合 計 (A)		15,982	8,649	42,343	66,974
一 般 会 計 負 担 分 再 掲	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		15,982	8,649	42,343	66,974

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>さめき市は、平成14年度に他に先駆けて5町による合併を果たし、合併効果を活かした行財政改革と新市建設計画推進の両立を図るべく、町づくりを進めて来た。</p> <p>水道事業については、新市発足後に旧5町水道事業と1簡易水道事業が統合し、現在、上水道事業が1事業、簡易水道事業が1事業の計2事業により市民に給水している。水道事業運営に関しては、新市合併までは旧町においてそれぞれ常に需要者の視点に立って、安定給水の確保、水資源の有効活用、水質管理の充実等に鋭意取り組んで来た。さらに、合併後は、これらの事業を統合して経営を一元化することにより、その合理化を図っているところであるが、合併後の水道料金は、合併協議において旧5町の平均以下に抑えたため、平成14年度から17年度まで毎年赤字となり1,500万円余りの累積欠損金があったが、17年度に平均15%アップの料金改定をし、18年度は、4,800万円の当年度純利益があり累積欠損金は解消した。しかしながら、昭和30年代から40年代に建設された老朽化した浄・配水施設の更新による耐震化率の向上、クリプト対策、旧町間の連絡管整備などにも取り組んでいかなければならないため、財政再建への道筋をつけることが最大の懸案事項となっている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化 平成14年の合併時に料金を統一したが赤字状態のため、平成17年6月に15%アップの料金改定をするも、議会との協議により改定率を抑えたため、十分な収入増になっていない。水道料金の現状は、1ヶ月当たり一般家庭用20㎡使用の場合3,090円となり、県平均3,338円より安く、18事業体の内、下から6番目となっている。平成21年度に県営水道料金が改定予定であるため、それらを含めた適正な料金改定が課題となっている。</p> <p>課 題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化 類似団体での17年度全国の平均給与月額45歳で557千円であり、当水道局は47歳で551千円となっており、全国平均より低く、職員数についても、全国平均は27人であるが、18人と少ないため、現状の人員を維持する。</p> <p>課 題 ③ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 経費縮減に努めているが、なお一層進めるため、維持管理業務の委託等の合理化により、コストの節減を図ることが課題となっている。</p> <p>課 題 ④ 資産の有効活用 水道施設の整理、統合で生じた時の遊休地は、売却を図る必要がある。</p> <p>課 題 ⑤ 民間的経営手法等の導入 コスト節減を図るため、民間的経営手法等の導入を図る必要がある。</p>
留意事項	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。
- 2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

(3) 経営指標等

(単位：%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料回収率※	89.6	86.7	85.4	95.3	100.3	98.8	97.5	100.8	100.1	100.1
総収支比率(法適用)	96.1	95.1	99.9	99.3	105.3	98.2	85.4	105.0	103.9	103.9
経常収支比率(法適用)	110.5	106.0	103.0	113.8	120.8	112.7	115.5	118.2	117.4	117.3
営業収支比率(法適用)	110.5	106.0	103.0	113.8	120.8	112.7	115.5	118.2	117.4	117.3
累積欠損金比率(法適用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収入分	1.9	4.9	9.7	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
うち基準内繰入金	1.1	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
うち基準外繰入金	0.8	4.4	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち料金収入に計上すべき繰入等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	0.8	4.4	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本的収入分	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2
うち基準内繰入金	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2
うち基準外繰入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 資金不足比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益) × 100
 - (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価×1/給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)) / (受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金(水道事業) － 年間総有収水量)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(総費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金) － 年間総有収水量)) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附属事業費＋基準内繰入金) － 年間総有収水量) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入/汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たったの考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金設定の考え方は、現況の設定どおり、口径別料金体系とする。 今後の料金改定は、H20まで現況の料金設定(H17.6月実施)を継続し、財政状況の健全化のため料金改定を行う予定(H21)。
2 他会計繰入金の見込み	他会計からの繰入金については平成24年度以降は消火栓維持のみとなり、その他の繰入金を計上しない予定
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>施設整備計画としては、以下の事業を予定</p> <p>紫外線処理施設建設工事：浅層地下水を水源とする浄水場のクリプト対策のため 事業費352百万円(H21～H26)</p> <p>石綿管更新工事：老朽化による配管の破損、漏水の防止のため 事業費252百万円(～H22)</p> <p>連絡管整備工事：災害時、濁水時のための配水区間の相互融通のため 事業費576百万円(～H24)</p> <p>配水池更新・修繕工事：老朽化した配水池の更新及び内部防水等の修繕のため 事業費445百万円(～H28)</p> <p>計画期間5年間中には資産売却等による収入の見込みはありませんが、配水池事業等を推進することにより遊休地の発生が見込めるため売却を図る予定。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	県水受水費が平成21年に改定予定のため、平成21年度に料金改定を実施する予定 (H20まで68円/m ³ →H21以降88円/m ³ に増額すると仮定)

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
- 注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	具体的内容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>人件費については、合併後予定を上回る削減が進んでおり、人件費に係る経常収支比率が24.5ポイント(類似団体33.9)と低い数字となっている。人件費の割合は高くないが、給与及び各種手当での削減などの適正化を通して更なる総額抑制を図る。</p>
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>課題② さぬき市全体の定員管理部門における行革推進法の目標は、平成17年度からの5年間で5.4%削減であるが、本市では合併という特殊事情はあるものの、目標値で13.7%となる見込みである。</p>
○ 給与のあり方	<p>課題②に掲げるとおり、引き続き国公準拠を基本としながら、適正な給与制度の運用を図る。</p>
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>給与水準の見直しについては、国家公務員の給与構造改革に準拠し、平成18年4月1日から施行している。特殊勤務手当なし。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>技能職適用職員なし。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特昇については、平成17年2月1日から、退職時予定特昇については、平成18年1月1日から廃止している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>福利厚生事業については、職員共済会掛金と負担金を1:1の割合で運営し、職員の健康管理に重点をおいた内容としている。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p>課題③に掲げるとおり、経営経費を抑制して、財政の弾力確保に向けた取組を進めていかなければならない。その最たるものが、人件費や物件費である。物件費については、各費用についてなお一層の縮減を図りつつ、効果的・効率的運用を行っていく。</p>
○ 物件費の削減	<p>物件費の削減に関しては、用紙の節約や光熱水費節約の徹底、用品の購入における一括購入における一括購入における一括購入の際の見積入札の徹底や複数年契約のメリットを活かすこと、リース期間終了後の機器の最大限の活用等考えられるあらゆる方法で経費節減に努めている。今後、施設の統廃合等を推進することにより、維持管理費等物件費の削減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>課題⑤ 合併後、経費の見直しをし、浄水場の宿日直や検針業務を民間に委託しているが、一部分であることからもっと幅広い部分の民間委託について検討を行っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	具体的内容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体において、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>課題① 水需要が今後も減少傾向と予測されており、県水受水費の料金改定(H21)によって費用負担が増加するため、適正な料金水準への引き上げを計画しています(H21年度に11%程度の料金改定を予定)。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	<p>経営健全化については、水道事業の将来構想を踏まえて、現在、策定中です(H19年度)。財務状況に関する情報公開については、さぬき市ホームページにおいて、H17年度の決算状況を公開中です(H18年度も掲載予定)。</p>
○ 行政評価の導入	<p>事業評価の手法の一つである業務指標(PI)について、今後、公表するよう基本構想で検討しています。業務指標(PI)とは、水道事業の施設整備状況や経営状況等を客観的な数値で評価するものであり、「水道事業ガイドライン」に示されている「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「管理」、「国際」の6つの分野に分類された137項目の指標で構成されており、これらを算定して他の水道事業者と比較したり、経年的な推移を見ることにより、水道事業の状況を把握することができます。</p>
5 その他	<p>現在、さぬき市水道事業における基本構想を策定中であり、水道事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を検討しています。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

取組み及び目標	
課題	
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題① 台併後平成17年度に15%の料金改定を行ったが、台風災害等による特別損失の発生により欠損金の解消が予定より遅れたため、さぬき市水道事業全体基本構想を策定し、平成21年度に11%程度の料金改定を行い、経営の効率化及び料金の適正化を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。
(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれ合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するものを重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入すること。計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位：百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率					15%	216	0	0	11%	125	125	354
	改善額(料金の適正化)※1		174	142	136	104	112			104			
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(繰越金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	175	174	142	136	141		140	142	145	147	150	
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	10	12	12	13	19		14	14	14	15	15	
	職員数(人)	19	19	18	17	17		18	18	18	18	18	
	増減数(人)		0	-1	-1	0		1	0	0	0	0	
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	5845	5731	5834	5703	5905		5676	5657	5805	5771	5800	
	増減												
	改善額合計						216						354
	改善額合計												130
	(参考) 補償金免除額												

注1 「職員」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「職員」欄の事由を記入すること。
 注2 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金徴収額」を記入すること。
 注3 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 注4 改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的な内容」欄に併せて記入すること。
 注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計処理により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	55.3	55.1	54.9	54.9	54.8	55.0	54.8	54.6	54.4	54.3
年間総有収水量(千m³)	7,026	6,891	6,870	6,819	6,656	6,852	6,836	6,820	6,804	6,789
公称施設能力(m³/日)	30,139	30,639	30,639	30,639	31,339	31,070	31,070	31,220	31,380	31,530
1日最大配水量(m³/日)	28,204	25,210	24,258	24,180	24,157	27,800	27,700	27,580	27,470	27,360
最大稼働率(%)	93.6	82.3	79.2	78.9	77.1	89.5	89.2	88.3	87.5	86.8
供給単価(円/m³)	151.14	151.24	149.54	165.83	171.09	171.00	171.00	188.00	188.00	188.00
給水原価(円/m³)	168.71	174.50	175.07	173.95	170.61	173.03	175.40	186.45	187.74	187.83

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道事業の統合に係る検討の方向性 : 給水区域については旧長尾町南部の高地に位置し、水源は県営水滲受水により給水を行っている。又、毎年一般会計より3千万程度の赤字補填を受けており、上水道事業においても非常に厳しい財政事情であり、老朽管改良後平成24年度以降の統合を目標として計画を検討中。